杜陵信用組合　御中

共通印鑑届

兼 反社会的勢力でないことの表明・確約書

口座番号							
顧客番号							

お届日	年	月	日

（お願い）太枠内をご記入のうえ、お届印を鮮明に押印してください。

組合に預金取引を申込み、今後の取引一切に使用する印鑑をお届けします。なお、別印鑑を使用するときは改めてお届けいたします。また、ホームページ掲載の規定を承認のうえ、取引を申し込みます。
裏面記載事項を確認のうえ反社会的勢力でないことの表明・確約に関して同意いたします。

おところ	〒　　－　　TEL（　　）　　－ 携帯（　　）　　－	お届印
フリガナ		
おなまえ		
生年月日（設立年月日）	昭・平 令　年　月　日　性別 男 女　職員番号（職業）	

検印	係印

提出区分	備考
新規 ・ 改印 ・ 改姓 ・ 住所変更 代表者変更　その他（　　）	

（201208　5,000

下記の反社会的勢力でないことの表明・確約に関して同意いたします。

私は、現在、次の１および２のいずれにも該当しないことを表明し、ならびに将来にわたっても該当しないことを確約します。
また、私は、自らまたは第三者を利用して次の３のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。
私は、次の１または２のいずれかに該当したときは、定款の規定により組合員資格を喪失することを確認します。
また、私は、自らもしくは第三者を利用して次の３のいずれかに該当する行為をしたとき、または上記１および２についての表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、定款の規定により除名となることがあることを確認します。
なお、これにより私に損害が生じた場合でも、貴組合になんらの請求をしません。
また、貴組合に損害が生じたときは、私がその責任を負うものとします。

1.暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）
2.次の各号のいずれかに該当する者
（1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
（2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
（3）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
（4）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
（5）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
3.自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき
（1）暴力的な要求行為
（2）法的な責任を超えた不当な要求行為
（3）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
（4）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴組合の信用を毀損し、または貴組合の業務を妨害する行為
（5）その他前各号に準ずる行為

A４サイズで印刷してください。

本人確認書類についてのお願いについて

新規、変更等のお取引の際に、顔写真付きの本人確認書類の提出をお願いしておりますのでご協力をお願いいたします。

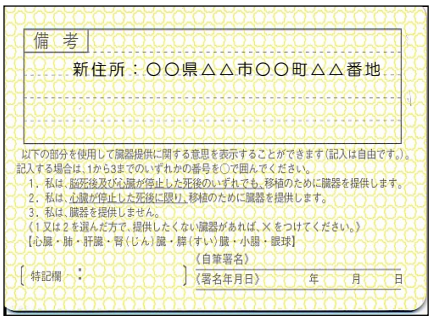
どちらか１つの提出をお願いいたします。

○　運転免許証

（表）



（裏）



※ 住所変更の手続きをしていない場合は、公共料金の領収書の添付をお願いします。
顔写真なしの場合（健康保険証、住民票や年金手帳など）の場合は２点証明書が必要となります。

○　マイナンバーカード

（表）



その他本人確認書類として顔写真なしの確認書類の場合には２種類の確認書類が必要となりますのでその際はお問合せください。

杜陵信用組合

電話 019-651-5550